令和８年９月４日
第１１回定例会資料
報告事項１

第4回徳島県公立高等学校の在り方検討会議 入試制度部会の概要について

徳島県教育委員会教育創生課

第４回徳島県公立高等学校の在り方検討会議入試制度部会の概要について

１　日　時　　令和８年９月１日（火）午後３時から午後５時まで

２　場　所　　徳島県庁 ９階 教育委員室（徳島市万代町１丁目１番地）

３　出席者

（１） 委員　全委員８名出席

（２） 県　　教育改革統括監、教育次長、教育創生課長　ほか

４　議　題

（１）主体的な進路選択に資する入学者選抜制度への見直しについて

（２）育成型選抜の見直しについて

（３）その他

５　意見交換における主な発言概要

【主体的な進路選択に資する入学者選抜制度への見直しについて】

〈DA 方式について〉

○DA 方式は、複数の高校を志望できることで選択肢が広がる一方、地域によって通学可能な範囲にある高校が限られており、複数校を志望できる制度としても、実際に選択できる高校数には差が生じるのではないか。また、新しい仕組みを導入するのであれば、最初に新制度で受検する生徒に不利益が生じないよう、十分な準備期間や周知期間が必要である。

○DA 方式については、高校生ですら模擬試験で第６志望まで書くことができないのに、ましてや中学生が多数の高校に志望順位を付けて出願することが現実的なのか。また、それが主体的な選択といえるのか疑問が残る。さらに、マッチングによって進路先が決まることに対して、本人が納得できるのかという懸念もある。

〈順次判定方式について〉

○現在でも中学校では、第１志望を決めるために生徒・保護者との面談に多くの時間と労力をかけている。第１志望校の結果通知後に、短期間で気持ちを切り替えて第２志望校を決める方法は、日程的にも現場の負担からも難しく、あらかじめ第２志望校まで決めておく方法の方が現実的である。

○第２志望者のために募集人員の一部をあらかじめ確保することは、第１志望でその高校を希望した生徒が不合格となる一方、その後に第２志望者が合格することも起こり得る。主体的な選択を重視するのであれば、第１志望の生徒の希望をどのように捉えるかを考える必要がある。

○第２志望を設ける制度になったとしても、第１志望を完全に自由に選べるようになるとは限らない。第２志望校が第１志望者で定員に達する可能性も考えながら、中学校では現在と同様に、合格可能性も踏まえて第１志望から慎重に進路指導を行うことになる。

○順次判定方式では、第１志望の判定後、不合格となった生徒について、第２志望校が改めて判定のための資料を準備し、合否判定を行うことになる。入試期間は授業や成績処理と重なることから、高校側の業務負担がさらに増えることを考慮する必要がある。

○第１志望、第２志望で合格できなかった生徒がいる一方、定員に空きがある高校も生じると考えられるため、第２次募集選抜は残すべきである。一般選抜の学力検査結果や調査書等を活用するとともに、学校の実情に応じて面接を行うことも考えられる。

〈その他〉

○複数校での判定や第２次募集選抜を行う場合でも、学力検査の回数を増やさず、選抜期間を長期化させないことが重要である。選抜データを学校間で移行しやすくする観点から、マークシート方式なども検討する余地がある。

○現行の一般選抜では、不合格を避けるため、本当に行きたい高校への挑戦を控えることがあるが、主体的な進路選択とは、自分で選んだ結果に責任を持ち、不合格となる場合も含めて受け止め、次の進路選択につなげていくことではないか。その意味では、一般選抜における複数校での判定だけでなく、育成型選抜を広げ、挑戦できる機会を増やすことも、主体的な進路選択につながると考える。

【育成型選抜の見直しについて】

○部活動の地域展開が進む中、中学校内の教育活動だけを対象とするのではなく、クラブチームでのスポーツや阿波踊りなど、学校外での活動も含めて幅広く募集対象とするべきである。また、運動、文化、ポリシーを並列に捉え、生徒が自分の個性を生かして出願できる仕組みにすることが望ましい。

○一般選抜では学力等を踏まえた現実的な進路選択も必要になることから、育成型選抜については、生徒が自らの強みや思いを生かして挑戦できる場として充実させることが望ましい。

○何をしたかという成果だけではなく、なぜ取り組んだのか、そこで何を感じ、どのように乗り越えたのかを自分の言葉で語ることを評価し、プレゼンテーションなど、自分の考えを言語化して表現する仕組みを選抜に取り入れることが考えられる。こうした評価は、地域による体験機会の違い、いわゆる体験格差への配慮にもつながるのではないか。

○N-E.X.T.ハイスクールのように、各高校が「この学校でこういう学びを行う」と特色を示し、それを見た中学生が「これをやってみたい」と思って受検できるようにするなど、高校の特色化・魅力化とスクール・ポリシーに基づく育成型選抜を連動させる必要がある。

○各高校の特色や地域から求められる役割を踏まえ、学校や校長の裁量で募集枠を設定できるようにすることで、より個性や特色のある学校づくりにつながるのではないか。

○募集人員は「何人取りたいか」ではなく、「何人育てられるか」という学校からのメッセージとして、教育課程や指導体制と一体的に考える必要がある。その上で、主体的に生徒がチャレンジできる選抜制度を推進する観点から、学校裁量を基本としつつ、上限ではなく下限を設定するという考え方もあり得るのではないか。

○入試制度の見直しに当たっては、中学校と高校が連携しながらキャリア教育全体を活性化し、生徒が主体的に人生を歩んでいけるような改革にする必要がある。制度改革には負担も伴うが、その先にどのような姿を目指すのかを共有することが重要である。

○他県では、特色ある選抜を１月に実施している例もある。１月という実施時期には慎重な検討が必要であるが、出願準備に要する期間や中学校側の指導も踏まえて、実施時期を検討する必要がある。

資料１

主体的な進路選択に資する
入学者選抜制度の見直しに関する主な論点

【検討の視点】

検査・選抜の回数を増やさずに、複数校で判定を受ける機会をどのように設けるか。

＜論点１＞　一般選抜における複数校での判定を、どのような仕組みとするか

① DA 方式
② 順次判定方式
- ・第２志望校の確定時期
  - A　検査前に第２志望校まで確定
  - B　第１志望校の結果通知後に第２志望校を確定
- ・募集人員の扱い
  - C　第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残す
  - D　第１志望者を募集人員全体で判定

＜論点２＞　第２次募集選抜をどのように考えるか

E　現行の第２次募集選抜を行う
F　一般選抜の結果等を活用し、さらに判定する
G　追加の判定機会を設けない

資料２

第４回入試制度部会

主体的な進路選択に資する
入学者選抜制度への見直しについて

令和８年９月１日
徳島県入試制度部会

これまでの議論からみた「複数校で判定を受ける機会」

1次取りまとめ（令和8年2月）

志望校を主体的に選択できる入学者選抜制度の導入

○ 学区撤廃後の志願動向の変化を見据え、育成型選抜の見直しや**複数校志願**など、**生徒の主体的な進路選択に資する入試制度**を構築することが望ましい。

【委員の主な意見】

○ 通学区域制に関する有識者会議からの「複数回受検」の提言の趣旨は、学区撤廃で選択が広がる中、一般選抜における特定の高等学校への志願集中による不合格時に**再挑戦できる機会の担保**であると考える。

○ 現行は「育成型選抜・一般選抜・第2次募集選抜」の3回実施で、年明けから3月末までの高等学校における在校生への教育の質・量の確保や、中学校における進路指導の準備期間から、**単純な回数増は困難**である。

○ 生徒が学びたい高等学校へ出願できる方式（単願・併願、デジタル併願制〔DA方式〔受入保留アルゴリズム〕等〕）や複数校選抜の枠組みを含めた検討が必要である。

検討の視点

検査・選抜の回数を増やさずに、複数校で判定を受ける機会をどのように設けるか。

一般選抜における複数校での判定を、どのような仕組みとするか

2

出願・志望順位の登録
（複数校・学科を登録）

↓

学力検査等　1回

↓

複数の高校・学科について判定

判定方式

① DA方式【同時調整】

複数の高校・学科を志望順位とともに登録し、
志望順位と各高校の評価順位を基に、
アルゴリズムで**合格先候補を同時に調整**

受検生A
（志望順位）
第1志望：X校
第2志望：Y校
第3志望：Z校
・・・

→ アルゴリズムで同時調整 →

合格先候補
Y校

② 順次判定方式【第1志望→第2志望等】

第1志望校で判定し、合格とならなかった受検生について、
第2志望校等で順次判定

第1志望定で判定 → 合格 / 不合格

不合格の場合 ↓

第2志望校で判定 → 合格 / 不合格 → ・・・

順次判定方式では、第2志望校をいつ確定するか

検討軸①　第2志望校を確定する時期

A

検査前に第２志望校まで確定

第１・第２志望校を出願
↓
志願状況を確認
↓
志願変更可
↓
第１・第２志望校を確定
↓
検査
↓
第１志望校で判定
↓
第２志望校で判定・結果通知

利点

第１・第２志望校が検査前に確定するため、その後の判定手続を連続して行うことができる。

課題

第１志望校の判定結果が示される前に、第２志望校まで決める必要がある。

B

第１志望校の結果通知後に第２志望校を確定

第１・第２志望校を出願
↓
検査
↓
第１志望校で判定
↓
結果通知
↓
第２志望校・志願変更可
↓
第２志望校を確定
↓
第２志望校で判定・結果通知

利点

第1志望校の結果を踏まえ、第２志望校を変更することができる。

課題

第１志望校で不合格の結果を受けた後、短期間に進路相談や志願変更の手続を行う必要があり、受検者の心理的負担への配慮が必要となるほか、入試日程が長期化する可能性あり。

※Ｂについても、検査前に志願変更の機会を設ける方法が考えられる。

順次判定方式では、募集人員をどのように扱うか

検討軸②　募集人員の扱い

C

第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残す

募集人員を設定
↓
第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残す
↓
第１志望者用の募集人員で第１志望校を判定
↓
あらかじめ残した募集人員で第２志望校を判定

利点

第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残すことで、
第１志望校不合格者が再挑戦できる機会が増える。

課題

- ○ 第１志望者が多い学校・学科では、第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残すことで、第１志望校での不合格者が一定数生じることになる。
- ○ 第２志望者用に残す募集人員の割合や設定方法など、制度設計が必要となる。

D

第１志望者を募集人員全体で判定

募集人員を設定
↓
募集人員全体で第１志望校を判定
↓
第１志望者で募集人員が満たない場合
↓
第２志望校で判定

利点

第１志望者は、募集人員全体を対象に判定を受けることができる。

課題

- ○ 第２志望校として判定を受けられるのは、第１志望者で募集人員が満たない学校・学科に限られる。
- ○ 第２志望校の選択肢が、第１志望校判定後の募集人員の状況に左右される。

検査前に第2志望校まで確定する場合、募集人員をどのように扱うか

A　検査前に第２志望校まで確定

A+C

第２志望者用に募集人員の一部を**あらかじめ残す**

第１・第２志望校を出願
↓
志願状況を確認
↓
志願変更可
↓
第１・第２志望校を確定
↓
検査
↓
第１志望者用の募集人員で第１志望校を判定
↓
あらかじめ残した募集人員で第２志望校を判定・結果通知

利点

- ○ 第１・第２志望校が検査前に確定するため、その後の**判定手続を連続して行う**ことができる。
- ○ 第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残すことで、第１志望校不合格者が**再挑戦できる機会が増える**。

課題

- ○ 第１志望校の判定結果が示される前に、**第２志望校まで決める必要**がある。
- ○ 第１志望者が多い学校・学科では、第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残すことで、**第１志望校での不合格者が一定数生じる**ことになる。

A+D

第１志望者を**募集人員全体**で判定

第１・第２志望校を出願
↓
志願状況を確認
↓
志願変更可
↓
第１・第２志望校を確定
↓
検査
↓
募集人員全体で第１志望校を判定
↓
第1志望者で募集人員が満たない場合、第2志望校で判定・結果通知

利点

- ○ 第１・第２志望校が検査前に確定するため、その後の**判定手続を連続して行う**ことができる。
- ○ 第１志望者は、**募集人員全体を対象に判定**を受けることができる。

課題

- ○ 第１志望校の判定結果が示される前に、**第２志望校まで決める必要**がある。
- ○ 第２志望校として判定を受けられるのは、第１志望者で**募集人員が満たない学校・学科に限られる**。

第１志望校の結果通知後に第２志望校を確定する場合、募集人員をどのように扱うか

B　第１志望校の結果通知後に第２志望校を確定

B＋C

第２志望者用に募集人員の一部を
あらかじめ残す

第１・第２志望校を出願
↓
検査
↓
第１志望者用の募集人員で第１志望校を判定
↓
結果通知
↓
第２志望校・志願変更可
↓
第２志望校を確定
↓
あらかじめ残した募集人員で第２志望校を判定・結果通知

利点

- ○ 第１志望校の結果を踏まえ、第２志望校を変更することができる。
- ○ 第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残すことで、第１志望校不合格者が再挑戦できる機会が増える。

課題

- ○ 第１志望校で不合格の結果を受けた後、短期間に進路相談や志願変更の手続を行う必要があり、受検者の心理的負担への配慮が必要となるほか、入試日程が長期化する可能性あり。
- ○ 第１志望者が多い学校・学科では、第２志望者用に募集人員の一部をあらかじめ残すことで、第１志望校での不合格者が一定数生じることになる。

B＋D

第１志望者を
募集人員全体で判定

第１・第２志望校を出願
↓
検査
↓
募集人員全体で第１志望校を判定
↓
結果通知
↓
募集人員が満たない学校・学科へ第２志望校・志願変更可
↓
第２志望校を確定
↓
第２志望校で判定・結果通知

利点

- ○ 第１志望校の結果を踏まえ、第２志望校を変更することができる。
- ○ 第１志望者は、募集人員全体を対象に判定を受けることができる。

課題

- ○ 第１志望校で不合格の結果を受けた後、短期間に進路相談や志願変更の手続を行う必要があり、受検者の心理的負担への配慮が必要となるほか、入試日程が長期化する可能性あり。
- ○ 第２志望校として判定を受けられるのは、募集人員が満たない学校・学科に限られる。

第２次募集選抜をどのように考えるか

一般選抜における複数校の判定後、合格とならなかった受検生に、さらに判定機会を設けるか

E　現行の第２次募集選抜を行う

- 改めて出願する
- 現行の方法を基本とする
- 第２次募集選抜で判定する

検討の視点

第１志望校・第２志望校での判定機会を設けた上で、異なる選抜資料等を用いる現行の第２次募集選抜を行う意義をどのように考えるか。

F　一般選抜の結果等を活用し、さらに判定する

- 改めて出願、または一般選抜と同時に出願し、志願変更可とする
- 学力検査結果・調査書等を活用する
- 新たな学力検査を行わない

検討の視点

一般選抜の学力検査結果・調査書等を活用し、新たな学力検査を行わずに、さらに判定機会を設けることをどのように考えるか。

G　追加の判定機会を設けない

- 一般選抜における複数校での判定をもって、判定機会を終える

検討の視点

第１志望校・第２志望校の判定により、現行の第２次募集選抜が担ってきた「再挑戦の機会」の一部を、一般選抜の中で確保することになると考えられるか。

資料３

育成型選抜の見直しに関する主な論点

【見直しの方向性】

生徒の多様な能力や主体的な活動を、各高等学校の特色ある学びにつなげ、主体的な進路選択に資する育成型選抜

＜論点 1＞　文化・ポリシー分野では、どのような活動・経験を募集対象とし、何を評価するか

＜論点 2＞　活動重視枠の募集人員を、どのように考えるか

資料４

第４回 入試制度部会

育成型選抜の見直しについて

令和８年９月１日

徳島県入試制度部会

これまでの議論からみた「育成型選抜」に求められること

【１次取りまとめ（令和8年2月）】

志望校を主体的に選択できる入学者選抜制度の導入

○ 学区撤廃後の志願動向の変化を見据え、**育成型選抜の見直し**や複数校志願など、**生徒の主体的な進路選択に資する入試制度**を構築することが望ましい。

【委員の主な意見】

○ 生徒の多様な能力や主体的な活動を評価するため、**運動分野の枠を残しつつ、他の分野を拡大**するなど、より生徒が希望できる方向で検討すべきと考える。

○ 現在の育成型選抜における活動重視枠の募集人員を各高等学校の特色（スクール・ポリシー）に応じて、**学校裁量で枠を変動**させても良いと考える。

○ 学校が**自校の特色や求める生徒像を明確に示し、**生徒を受け入れる仕組みの一層の充実を図るべき。

求められること

より多様な能力や主体的な活動を評価し、多くの生徒がチャレンジできる育成型選抜

文化・ポリシー分野の募集内容を、どのように設定するか

2

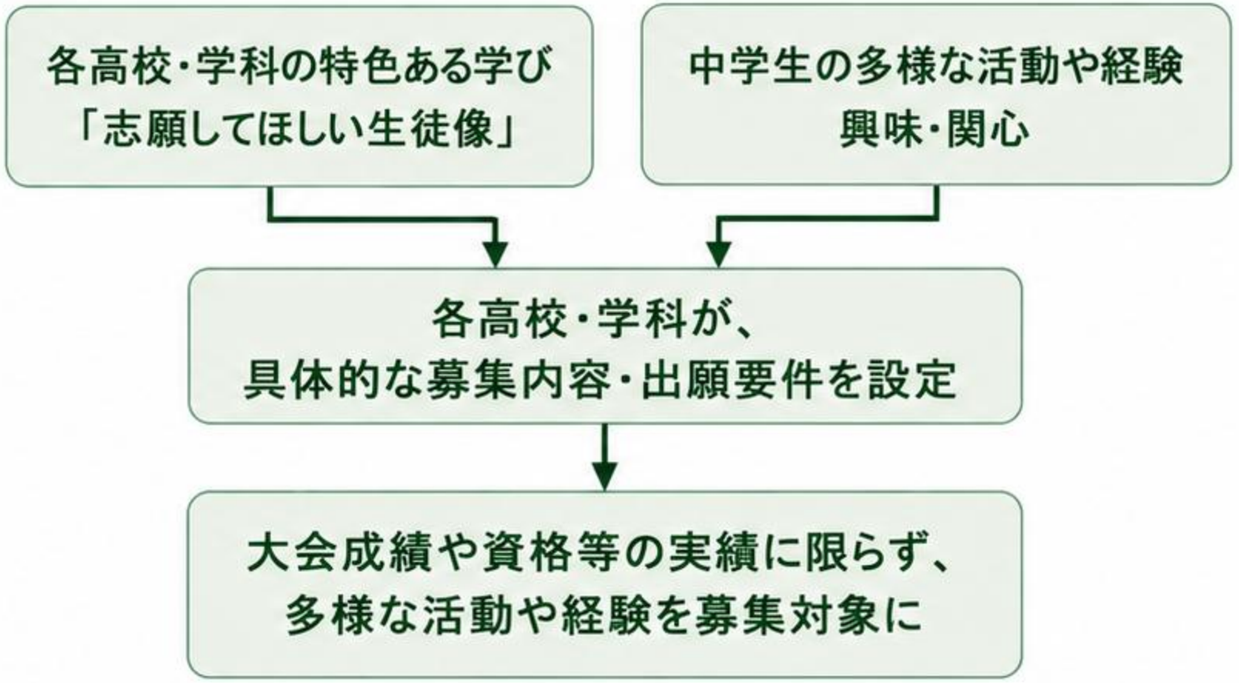
【これまでの主な意見】

○ 各高校の特色ある教育活動と募集内容を結び付け、**入学後の学びにつながる募集**とすることが重要との意見。

○ 各高校が**自校の特色や求める生徒像**を明確に示し、生徒が主体的に志望校を選択できるようにすることが重要との意見。

○ **スクール・ポリシーを中学生が理解**し、志望校の選択につなげられるようにすることが重要との意見。

【募集内容を設定する際の考え方】



【これまでの議論を踏まえた見直しの方向（案）】

各高校・学科の「志願してほしい生徒像」や特色ある学びを踏まえ、大会成績や資格等の実績に限らず、**多様な活動や経験を出願要件として設定できるようにする。**

文化・ポリシー分野では、何を評価するか

【これまでの主な意見】

○ スポーツ等では実績などを比較的評価しやすい一方、文化的な活動では、**何をもって評価するかが難しい**との意見。

○ 子どもたちが取り組んできた**多様な活動や能力についても、評価につなげる必要がある**との意見。

【現行の『活動重視枠』と『実績重視枠』の違い】

	活動重視枠	実績重視枠
実技等・面接	実技等又は面接の少なくとも一つを実施	実技等を実施／面接は学校により実施
配点の考え方	調査書・学力検査 各20%以上 合計50～80%	活動記録・実技等 各20%以上 合計60～80%

【これまでの議論を踏まえた見直しの方向（案）】

① 何を評価するか

成果や実績そのものだけでなく、
活動や経験を通して身に付けた力や本人の考え等
を評価する。

② どのように評価するか

自己表現、意見発表、口頭試問、
プレゼンテーション等、**本人が自らの活動や経験、考えを表現できる方法**を活用する。

活動重視枠の募集人員を、どのように設定するか

【現行の募集人員】

活動重視枠

普通科・理数科・外国語科	専門学科・総合学科
7％以内	14％以内

※ここでの専門学科は、理数科、外国語科、体育科及び芸術科を除く。

※令和5年度の育成型選抜への移行時に、文化・ポリシー分野の拡充に対応して、従来の割合に各1％を加えて設定。

実績重視枠

県教育委員会が、競技・分野、実施校及び募集人員を指定する

【これまでの主な意見】

○ 募集定員の減少に伴い、**同じ割合でも募集できる実人数は減少している**との意見。

○ 各高校の特色を踏まえ、**募集割合を変動させたり、学校に裁量を委ねたりすることも考えられる**との意見。

○ **学校・地域によって実情が異なる**との意見。

【検討の視点】

活動重視枠の募集人員について、現行の学科区分ごとの上限を、**今後どのように扱うか**。